

○会計検査院規則第六号

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成二十七年十月一日

会計検査院長 河戸 光彦

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則（昭和二十二年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第二局厚生労働検査第一課の事務分掌事項欄中「厚生労働省」の上に「内閣府子ども・子育て本部、」を加え、同局防衛検査第二課の事務分掌事項欄中「技術研究本部の海上自衛隊関係の経理並びに装備施設本部及び」を削り、「係る経理」の下に「並びに防衛装備庁の海上自衛隊関係の経理」を加え、同局防衛検査第三課の事務分掌事項欄中「技術研究本部の航空自衛隊関係の経理並びに装備施設本部及び」を削り、「係る経理」の下に「並びに防衛装備庁の航空自衛隊関係の経理」を加え、同表第四局文部科学検査第二課の事務分掌事項欄中「文部科学省」の下に「（スポーツ庁を除く。）」を加え、「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所」の上に「スポーツ庁、」を加え、同表第五局情報通信検査課の事務分掌事項欄中「並びに国立研究開発法人情報通信研究機構」を、「国立研究開発法人情報通信研究機構並びに株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構」に改め、同局経済産業検査第二課の事務分掌事項欄中「経済産業省」の上に「内閣府の原子力災害に関する事務に係る経理、」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第五局情報通信検査課の事務分掌事項欄の改正規定は、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構の成立の日から施行する。

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則案について

1 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）の施行により、内閣府に、子ども・子育て本部（以下「本部」という。）が設置され、子ども及び子どもを養育している者に必要な支援をするための基本的な政策等に関する事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務等をつかさどることとされた。本部の検査に関する事務については、第一局財務検査第一課が分掌しているところであるが、今般、事務分掌を見直したところ、本部がつかさどることとされた事務の検査については、従来、第二局厚生労働検査第一課が行っており、本部の検査をより効率的に行うためには、本部の検査に関する事務を第一局財務検査第一課から第二局厚生労働検査第一課に移管することが適当である。

2 防衛省設置法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十九号）の施行により、防衛省に置かれた特別の機関である技術研究本部及び装備施設本部が廃止され、新たに同省の外局として防衛装備庁が設置される。防衛装備庁は、防衛省の所掌事務に係る装備品等の調達、補給及び管理並びに役務の調達に関すること、装備品等の研究開発に関することなどを所掌することとされている。

防衛装備庁は、技術研究本部及び装備施設本部の機能を集約し、統合するなどして設置されるため、同庁の検査に関する事務については、従来の両本部の検査に関する事務の分掌と同様、海上自衛隊関係の経理は第二局防衛検査第二課が、航空自衛隊関係の経理は第二局防衛検査第一課がそれぞれ分掌することが適当である。また、海上自衛隊及び航空自衛隊関係以外の経理は第二局防衛検査第一課がそれぞれ分掌することが適当である。

このため、防衛装備庁の検査に関する事務を、第二局防衛検査第一課、同第二課、同第三課が、右のとおり分掌することとするよう当該課の事務分掌事項欄に所要の改正を行うものである。

3 文部科学省設置法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十一号）の施行により、文部科学省の外局として、スポーツの振興その他のスポーツに関する施策の総合的な推進を図ることを任務とするスポーツ庁が設置される。

スポーツ庁の検査に関する事務については、円滑かつ効率的な検査を実施するため、これまで独立行政法人日本スポーツ振興センター等の検査に関連して文部科学省が実施するスポーツに係る業務に関する検査を行ってきた第四局文部科学検査第二課が分掌することが適当である。

このため、別表第四局文部科学検査第二課の事務分掌事項欄について所要の改正を行うものである。

4 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法（平成二十七年法律第三十五号）の施行により、我が国の事業

者に蓄積された知識、技術及び経験を活用して海外において通信・放送・郵便事業を行う者等に対し資金供給その他の支援（以下「事業支援」という。）を行う株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構（以下「機構」という。）が設立される。そして、その資本金の二分の一以上が政府からの出資となることから、機構は会計検査院法第二十二條第五号に規定する法人に該当し、その会計は本院の必要的検査対象となる。

機構が事業支援を行うに当たっては、総務大臣が定める支援基準に従って対象となる事業者及び内容を決定するなどとされているため、個々の支援業務の検査においても機構の監督等を担当する総務省情報通信国際戦略局の意見を聴取することが必要になり、同局の検査と併せて機構の検査を行うことが効果的かつ効率的であると考えられることから、同局の検査に関する事務を分掌している第五局情報通信検査課が機構の検査に関する事務を分掌することが適当である。

5

内閣府本府組織令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百十九号）の施行により、内閣府に原子力防災担当の政策統括官が新たに設置され、同政策統括官において、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四條第三項第十四号の二に規定する原子力災害に対する対策に関する事務、同項第十四号の二の二に規定する原子力防災会議の事務局長に対する協力に関する事務及び同項第十四号の二の三に規定する原子力災害対策本部の設置等に関する事務（以下これらの事務を「原子力災害に関する事務」という。）を一元的に分掌することとなるなど、原子力防災体制の充実強化を図ることとされた。

内閣府の原子力災害に関する事務に係る経理の検査に関する事務については、第一局財務検査第一課が分掌しているところであるが、今般、事務分掌を見直したところ、原子力規制委員会の検査と一体的に行うことが効果的かつ効率的であると考えられることから、同委員会の検査に関する事務を分掌している第五局経済産業検査第二課に移管することが適当である。

このため、別表第五局経済産業検査第二課の事務分掌事項欄について所要の改正を行うものである。

6

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第五局情報通信検査課の事務分掌事項欄の改正規定は、機構の成立の日から施行する。

新旧対照

◎会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則（昭和二十二年会計検査院規則第三号）（抄）

改正後

改正前

傍線部分が改正箇所

別表（第八条、第九条関係）

別表（第八条、第九条関係）

第二局		第一局	局
厚生労働 検査第一課	(略)	財務検査第一課	課及び上席調査官
内閣府子ども・子育て本部、厚生労働省（他の課の所掌に属する分を除く。）、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、独立行政法人労働者健康福祉機構、独立行政法	(略)	決算、債権及び物品の検査の総括 国会、内閣、内閣府（他の課（上席調査官を含む。以下同じ。）の所掌に属する分を除く。）、財務省（他の課の所掌に属する分を除く。）、日本銀行、預金保険機構、農水産業協同組合貯金保険機構、独立行政法人国立公文書館、独立行政法人国民生活センター及び独立行政法人北方領土問題対策協会その他国が資本金の二分の一以上を出資している法人（他の課の所掌に属する分を除く。）並びに公益財団法人総合研究開発機構の検査に関する事務 国の特別会計に係る経理に関する検査のうち横断的な処理を要するものとして事務総長から特に命ぜられた事項の検査に関する事務	事務分掌事項

第二局		第一局	局
厚生労働 検査第一課	(略)	財務検査第一課	課及び上席調査官
厚生労働省（他の課の所掌に属する分を除く。）、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、独立行政法人労働者健康福祉機構、独立行政法人国立病院機構、独立行政法	(略)	(同上)	事務分掌事項

			(略)	
防衛検査第三課	防衛検査第二課	防衛検査第一課	(略)	<p>人国立病院機構、独立行政法人医薬品医療機器総合機構、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所、国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター及び国立研究開発法人国立長寿医療研究センターの検査に関する事務</p>
<p>航空幕僚監部、航空自衛隊の部隊及び機関、地方防衛局の航空自衛隊関係の装備品等の調達、補給及び管理並びに役務の調達に係る経理並びに防衛装備庁の航空自衛隊関係の経理の検査に関する事務</p>	<p>海上幕僚監部、海上自衛隊の部隊及び機関、地方防衛局の海上自衛隊関係の装備品等の調達、補給及び管理並びに役務の調達に係る経理並びに防衛装備庁の海上自衛隊関係の経理の検査に関する事務</p>	<p>防衛省（他の課の所掌に属する分を除き、財務省から委任された財政投融资特別会計特定国有財産整備勘定に係る経理を含む。）及び独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の検査に関する事務</p>	(略)	

			(略)	
防衛検査第三課	防衛検査第二課	防衛検査第一課	(略)	<p>人医薬品医療機器総合機構、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所、国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター及び国立研究開発法人国立長寿医療研究センターの検査に関する事務</p>
<p>航空幕僚監部、航空自衛隊の部隊及び機関、技術研究本部の航空自衛隊関係の経理並びに装備施設本部及び地方防衛局の航空自衛隊関係の装備品等の調達、補給及び管理並びに役務の調達に係る経理の検査に関する事務</p>	<p>海上幕僚監部、海上自衛隊の部隊及び機関、技術研究本部の海上自衛隊関係の経理並びに装備施設本部及び地方防衛局の海上自衛隊関係の装備品等の調達、補給及び管理並びに役務の調達に係る経理の検査に関する事務</p>	(同上)	(略)	

(略)	経済産業 検査第二課
(略)	内閣府の原子力災害に関する事務に係る経理 経済産業省のエネルギー対策特別会計に係 る経理、資源エネルギー庁、原子力規制委員 会、国立研究開発法人新エネルギー・産業技 術総合開発機構、独立行政法人石油天然ガス ・金属鉱物資源機構、原子力損害賠償・廃炉 等支援機構及び日本アルコール産業株式会 社の検査に関する事務

(略)	経済産業 検査第二課
(略)	経済産業省のエネルギー対策特別会計に係る 経理、資源エネルギー庁、原子力規制委員 会、国立研究開発法人新エネルギー・産業技 術総合開発機構、独立行政法人石油天然ガス ・金属鉱物資源機構、原子力損害賠償・廃炉等 支援機構及び日本アルコール産業株式会 社の検査に関する事務